

産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行のうち産業競争力強化法（創業支援事業関係）の改正に係る告示（案）に対する意見公募要領

平成30年5月28日
中小企業庁
経営支援部
創業・新事業促進課

5月16日に成立した産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴い、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行のうち産業競争力強化法（創業支援事業関係）の改正に係る告示を定める必要があることから、本件について、広く国民の皆様から御意見を伺うため、下記の通り意見を募集いたします。皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

1. 意見募集対象

創業支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示（案）

2. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課において配布（〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館7階724）※平日のみ

3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成30年5月28日（月）～ 6月26日（火）
（郵送の場合は平成30年6月26日（火）必着）

4. 意見提出先・提出方法

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別途様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又はメールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」 (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：

sangyoukyousouryokukyokahou_tyuusyou_pabukome_atmark_meti.go.jp

中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課パブリックコメント担当 あて

（電子メールの件名を「産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行のうち産業競争力強化法（創業支援事業関係）の改正に係る告示（案）に対する意見」として下さい。）

※迷惑メール防止のため@を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を「@」に直してください。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、御協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください。（他のファイル形式とする場合は、事前に担当までお問合せください。）

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1

中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課 パブリックコメント担当
宛

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

- ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW
- ファイル形式：ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、事前に担当までお問合せください。）
- ディスクは、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。
なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめご了承ください。

（４）FAX を利用する場合

FAX 番号：03-3501-7055

- ※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。
- なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5. 留意事項等

- ・提出された意見は電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載するほか、中小企業庁にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

6. 連絡先窓口

中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課

担当：江夏

電話：03-3501-1767

FAX：03-3501-7055

意見書

中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課 パブリックコメント担当 宛

平成 年 月 日

「産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行のうち産業競争力強化法（創業支援事業関係）の改正に係る告示（案）」に対する意見

【氏名】	(法人・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
【住所】	
【電話番号】	
【FAX 番号】	
【電子メールアドレス】	
【御意見】	
<p><該当箇所>※御意見の該当箇所が分かるように明記してください。</p> <p><意見内容></p> <p><理由>※可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。</p> <p>※分量が収まらず別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付してください。</p>	